

意見書案第1号

選択的夫婦別姓制度について法制化を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり花巻市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

令和4年3月16日提出

花巻市議会議長 藤原晶幸様

提出者 花巻市議会総務常任委員会  
委員長 内館 桂

## 選択的夫婦別姓制度について法制化を求める意見書

現行の民法では、婚姻時に男女どちらかが一方の姓に変更しなければならず、同姓、別姓を選択する自由はありません。本来どちらの姓を選択してもよいにもかかわらず、実際には9割以上の女性が夫の姓に変更しており、男女平等の観点からも問題視されています。

また、結婚に際して夫婦同姓を法律で強制している国は、世界で日本だけです。こうした現状を人権問題と捉え、国際連合の女性差別撤廃委員会は、3度にわたり日本政府に是正勧告を行っています。

それにもかかわらず、1996年に法制審議会が選択的夫婦別姓の導入を答申してから既に四半世紀を迎えますが、国会での議論は進んでいません。

近年は初婚年齢が上昇し、男女ともに生まれ育った氏名で信用、実績、資産等を築いた時期に結婚するケースが多く、改姓に必要な手続は煩雑さを増し、戸籍どおりの姓でキャリアを継続したい、男女対等でありたいと望むがゆえに事実婚を選択せざるを得ない夫婦が少なくないとみられます。別姓で結婚したくてもできない、さらに事実婚では子供の婚外子問題、相続、契約、税金の優遇など様々な公的サービスが受けられないなど二重の不利益が生じます。

2018年に内閣府が公表した世論調査では、選択的夫婦別姓制度の導入に賛成・容認と答えた国民は66.9%で、反対の29.3%を大きく上回り、特にも30代では84.4%に上り、若い世代ほど理解を示しています。

選択的夫婦別姓制度は「選択的」という言葉の示すとおり、家族で同じ姓のほうが一体感が深まると同姓を希望するカップル、別姓を望むカップルそれぞれに対し、選択の自由と多様性を認める制度であります。女性・男性どちらも改姓による不利益を被ることなく、老後も法的な家族として支え合える誰もが生きやすい社会を実現するために速やかに民法を改正し、選択的夫婦別姓制度を法制化することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和4年3月16日

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

法務大臣

総務大臣

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

花巻市議会議長 藤原晶幸